

令和5年度第3回 静岡市清掃対策審議会会議録

- 1 日時 令和5年11月28日(火) 午後2時～午後3時30分
- 2 場所 静岡市役所静岡庁舎本館 第2委員会室
- 3 出席者 (委員)
平井(一)委員、児嶋委員、浜田委員、杉本委員、平井(正)委員、
尾崎委員、板谷委員、石田委員、菊地委員、溝口委員、窪田委員、
狩野委員、松尾委員

(事務局)

田嶋環境局長、織部環境政策監

【ごみ減量推進課】

三木ごみ減量推進課長

【廃棄物対策課】

長田廃棄物対策課長、井関係長

【収集業務課】

鈴木収集業務課長

【廃棄物処理課】

小林廃棄物処理課長

【動物指導センター】

川口動物指導センター所長

- 4 傍聴人 0人

5 審議事項

- (1) 一般廃棄物処理手数料の改定について
- (2) し尿くみ取料交付金要綱の改定について

6 会議録

(ごみ減量推進課 三木課長より諮問・審議事項(1)の概要説明)

尾崎会長 ありがとうございます。このあと採決に移りたいと思いますが、ただいまの事務局の説明もふまえて、意見や質問があればお願いします。

菊地委員

前回審議会を休んだため、その時説明があったかもしれないが、100 kgあたり現行の平均処理原価 2,334 円ということだが、改正は 1,500 円としたことは、中小企業支援の視点から、激変緩和のようなことからこれにしているのか。改定するときの基準、例えば価格がこれだけ上昇したときにあげるとか、何千円で見直しするとか、そういった基準があれば、教えて頂きたい。

三木課長

前回の資料 1 で改めて説明させていただく。手数料に関する基本的な考え方、一般廃棄物処理有料化の手引では、二つの原則から手数料を決定すべきとされている。廃棄物の処理にかかる原価相当、その料金を徴収することが望ましい、という規定がまずある。

この規定からいうと、菊地委員からもあったように、原価相当、「ア」の金額が望ましいとなる。ただもう一方で、近隣自治体との差がある場合は自治体間の廃棄物の流出入の懸念があるため、これについても考えなくてはならない。たとえば、静岡市を高くし過ぎると、他市に持って行ってしまふ。逆に静岡市が安すぎると、他市から持ち込まれてしまふ。というもの。

このため、原価相当を徴収したくても、こういった流出入の懸念があることから、近隣市町、富士市、富士宮市等の金額を参考として「イ」の 1,500 円にさせていただいた。企業支援といった観点からではなく、こういった近隣市とのバランスで考えたもの。基準については特になく、周りとのバランスを考えて改定案を出した。

窪田委員

犬、猫等の死体を火葬する場合、この値段が、他市に準ずるといふものだと思うが、これまでの金額と比べると、3 倍強になる。これは、近隣市とのバランスからなのか、それとも、経費が上昇してのこの金額なのか伺いたい。

川口所長

基本的に、先ほど説明がありましたとおり、原価計算の考え方、及び近隣市町の金額とバランスをとるといふ手数料の考え方は同じだが、3 倍にあがってしまった。これは、旧静岡市時代、平成 5 年に 500 円から 1,000 円にあげて、あとは消費税分しかあげず、そこから、20 数年実質的には改定をしてこなかった。当時は、犬の火葬も多かったが、だんだん、民間の火葬も増え、火葬の処理頭数が減ってきたことに加え、施設の老朽化が著しくなってきた。また、修繕費も毎年のように数百万円かかっている。動物火葬は、平成 27 年までは清水と産女との二か所でやってきたが、平成 28 年からは合同で全部、産女だけに変更した。こういった、改善を繰り返してきたが、一頭あたりの手数料があがってきた。できるだけ抑えたかったところだが、火葬の原価相当をとということで、今回の手数料改定となった。

- 窪田委員 今、清水の火葬施設は使っているのか。
- 川口所長 清水の旧斎場で火葬はしていないが、受付はしている。毎日、産女の方に運んで処理している。産女で火葬した後、清水の慰霊碑に埋葬している。
- 杉本委員 意見ではないが、データがあれば教えてほしい。100 kgまで1,500円という金額と、大型容器45ℓに目一杯に詰めた金額270円と、どちらが得なのかと考える人がいると思う。物によって大きさは違うし、布系は軽くても嵩張る、こういったデータがあれば、お得な方を、使うということもあるかと思ひ、教えてほしい。
- 三木課長 前回資料1の方に示してある、2ページ目、②のところに、大型容器は7.5kg、小型容器は3.3kgで計算している。杉本委員のおっしゃるとおり、何を入れるのかによってまったく異なる。水を入れる人はいないと思うが、水だけを入れれば45kg入ることになる。事業者が様々なごみをいれるなかで、現状のデータはない。こういった検証も必要かと思っている。
- 杉本委員 先ほどのペットの件で、大型犬よりも大きい動物は断っている、と説明したが、例えばどういったものがあるのか。断られてしまった人は、どうやって対応するのか、教えてほしい
- 川口所長 大型犬以上の大きな動物ということで、実際に申し込まれる大型のものとなると、ペット以外のもので、シカとか、こういった動物を火葬できないか、という相談があるが、対応できない旨、伝えている。最近では、ペットで、大型で火葬できないようなものは相談がない。あるとしたら、動物園とか、そういったところになるので、施設管理者が処置していると思う。
- 平井（正）委員 一般廃棄物処理手数料の改定案について、意見を述べさせていただきたい。今回、事務局から示された手数料は、国の手引を参考としている。事業者自らが運搬する場合については、近隣自治体間に料金の差が生じた場合、廃棄物の流出入を防ぐため、隣接市の手数料額を意識するという必要があることは理解できる。
- 一方で、市が指定容器を使って収集運搬する場合については前回の説明通り、静岡市独自の制度で、少量を排出する事業者を対象にしていることから、近隣自治体の料金を意識する必要なく、原価相当の手数料とす

ることが望ましいという説明があった。今回は、急激な増額とならないように一定の配慮を行った結果、原価に満たない設定となっているが、本来は原価相当の手数料額とすることが望ましいので、段階的に、原価相当額に近づけるよう、検討してほしいと思う。また、昨今の物価上昇など、社会情勢の変化も著しく、2～3年を目安に見直しを図ることが望ましいと考える。この点については、答申の際に意見としてぜひ添えていただきたい。

尾崎会長 他に意見はありますか

松尾委員 質問ではなく提案だが、やはり原価よりも低い金額で改定案がでていますが、一般の市民からすれば料金が値上げされることに抵抗がある。そのため、これだけコストがかかっていると市民に広く周知して頂きたいと思う。前回参考資料として、京都市のごみの分別のガイドブックをお配りしたが、そこには、コストがかかっていること、ごみ袋の収入はこういったことに使われているなどと説明が書かれている。こういった周知を静岡市でもしてほしい。また、容器の提案だが、20Lと45Lの袋があるが、排出抑制も考えて、高齢の方や女性の方が運びやすいよう、中間の30Lの袋もあってよいのかなと思う。ごみ出しする人も、45Lで出していた人が30Lに抑えようとしたり、ごみを出す負担も軽減するのではと思う。

三木課長 御指摘のあったとおり、処理原価がいくらで、皆さんに負担していただくのはいくら、といった周知も重要と考える。今回は事業ごみの話だが、家庭ごみについても清掃費が一般会計の3%程度を占めているので、周知が必要であると思う。前回、ご紹介したごみ処理セミナーなども開いて市民のみなさんにわかりやすくごみ処理についての説明を心がけて広く周知していきたい。

杉本委員 事業者であっても、事業活動を行っているからこそ払っている税金もある。事業をしたことで発生したごみに対する負担が100%というのは違うのではないか。中小企業等の小さいところが商売をしているからこそ、静岡市の経済は成り立っている。そこが事業ごみだけで商売がだめになることはないと思うが、今後も物価高騰や様々な要素からごみ処理料金の負担感が上がるかもしれない。その点も踏まえ事業ごみ手数料等も慎重に検討して頂きたい。

三木課長 事業者の税金はそのとおり、一方で住民も住民税を払っている。しかし、国は手数料相当をとるべきだとしているところ。検討をしてきたい。

溝口委員 報道で見たが、翔洋高校がコアレックスというところにごみを持って行って、リサイクルをしているといった報道があった。行政もこういった取組を周知すれば、ごみが減るのではと思う。

三木課長 おっしゃられた話、静大の大学祭でもやっているのではと思う。開催の時点で、ごみとなるものを、プラ製品ではなくリサイクルしやすい紙製品を使おうといった取組をされていると聞いている。有意義な取組であると思う。

一方で法律上、許可なく処理できるごみは限られているため、ごみ全般で実施することは難しい。とはいえ、可能な部分も多々あるため、ごみ減量に繋がる取組を進めていきたい。

尾崎会長 他にはよろしいでしょうか。それでは、採決を行います。本件について、これまでの事務局の回答を踏まえ、一般廃棄物処理手数料の改定について、平井（正）委員から附帯意見についてのご発言もありましたので、まずは改定自体について、賛成か反対かお聞きしたい。改定自体に賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

尾崎会長 賛成多数ですので、改定については賛成とし、答申をいたします。なお、先ほど、平井（正）委員より、附帯意見についての発言がありましたが、これを附帯意見とすることについて、いかがでしょうか。

杉本委員 先ほどの平井（正）委員の意見は「2～3年を目途に確実に原価相当に持っていく」という内容だった。確実に原価相当とすることについて、私は異議がありますので、反対いたします。

尾崎会長 それでは平井（正）委員の意見を附帯意見とするか採決をさせていただきます。附帯意見とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（6人挙手）

尾崎会長 賛成と反対が同数となりました。先ほど、杉本委員は「2～3年を目途に、確実に原価相当に持っていく」ということについて反対と意見がありました。平井（正）委員の意見としては、正確には「2～3年を目安に、原価に持っていくと努力する」という表現で、「必ず2～3年の内に原価に合わせる」というものではなかったため、会長意見として、これについては賛成としたいと考える。様々な御意見があると思いますが、了承いただきたい。それでは引き続き、審議事項（2）へ移らせていただきます。

（廃棄物対策課 長田課長より諮問・審議事項（2）の概要説明）

尾崎会長 ありがとうございます。このあと採決に移りたいと思いますが、ただいまの事務局の説明もふまえて、意見や質問があればお願いします。

松尾委員 質問だが、くみ取りだけの話ではないのでお答えいただけるかわからいが、公共下水道をどこまで通すのかという計画で、合併処理浄化槽がどの地域にあるのか、くみ取り世帯がどこにあるのか、こういった情報を鑑みて、どこまで下水道を通して、ここからはコストが見合わないで合併処理浄化槽にするとか、そういった計画はあるのか。廃棄物部局だけの話ではないので、縦割りではなく、横ぐしを通した計画を練ってほしい。

長田課長 排水処理については公共下水道、合併処理浄化槽、そのほか、農業集落排水による処理方式があり、公共下水道については上下水道局、農業集落排水については経済局のほうで設定している。それ以外の地域については、浄化槽推進区域としている。このなかで公共下水道への切り替えについては上下水道局で推進しており、浄化槽推進区域については、廃棄物対策課で、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換に対して補助金を支出するなど、合併処理浄化槽の整備を推進している。なお、下水道計画区域のし尿汲み取り世帯については、上下水道局で転換を進めている。

杉本委員 今回の改正で、調査に処理業者の協力を得るとしているが、この調査の協力への事務の負担感や支援など、こういった意見は何か上がっているか。

長田課長 今回の改正内容については、事前に伝えているところだが、業者から

は、特に意見はもらっていない。

杉本委員

意見がないということは、積極的に協力しましょうということなのか、気にしていないというか、今までは事業者がやってこなかった事務をやることについて、わかったうえで、意見がないのか、どちらか。

長田課長

業者には、丁寧に説明をしており、内容をしっかりと理解したうえで、協力の意向を示してくれている。

窪田委員

区域のところの料金だが、旧の静岡市と清水市で、処理するところは一緒なのか。改正前の要綱では、金額の差があったので、距離が違うのかと思ったが。それともう一つ、合併して20年も経つのに、合併前の静岡市の区域という表現が気になる。20年という歳月があれば、旧静岡市という表現で伝わるのではないか。

長田課長

し尿を処理する場所は、旧静岡市と旧清水市の区域で、静岡衛生センターと清水衛生センターの2か所ある。交付金は、旧静岡市で実施していた制度で、合併後、平成18年から旧清水市区域にも制度を拡大した経緯がある。当時、旧静岡市と旧清水市では、合併前後において、し尿くみ取りに係る制度が異なることもあり、交付金単価が異なっていたが、今回の改正で、旧静岡市と旧清水市の交付金単価を統一した。また、御指摘のあった合併前の静岡市といった表現は、これまでの経緯があったのでこういった表現にしている。

児嶋委員

今回の案件については、3年に1回の職員の負担軽減という点ではいい取組と思う。ただ、業者の報告だけではということで、職員調査も継続するということだが、これから更なる効率化への取組を、職員の負担軽減に繋げて行ってほしい。

松尾委員

初歩的な質問なのかもしれないが、前は聞かなかったが、料金に「ゲージ」とあるが、これはどのくらいの量なのか。この単位を教えてください。

長田課長

1ゲージは18Lとなっている。

尾崎会長

他にはよろしいでしょうか。それでは、採決を行います。本件について、これまでの事務局の回答を踏まえ、原案のとおり「し尿くみ取料交付金交付

要綱の改正」を適当と認めてよいでしょうか。

(異議なしの声)

尾崎会長 異議なしとして答申することといたします。それでは、答申書案を作成いたしますので、その間、暫時休憩といたします。なお、答申書案については、会長と副会長とで事務局と調整して作成いたします。

(休憩後再開)

尾崎会長 それでは、事務局より答申書(案)の読み上げをお願いします。

(事務局による答申書案の読み上げ)

尾崎会長 それでは、答申書(案)につきまして、原案どおり決定することに異議はありませんか。

(異議なしの声)

尾崎会長 御承認いただいたので、答申書につきまして原案どおり、決定する。答申書の市長への提出を行うが、本日、市長は他業務と重なっているとのことなので、環境局長に代理で受けていただく。

(答申書の手交)

田嶋局長 ありがとうございます。本日審議いただいた2件について、手数料については2月の議会に上程予定です。頂戴した御意見を参考に検討を重ねてまいります。

尾崎会長 これで、議事が全て終了したので、進行を事務局へお返しする。

(閉会)

7. 会議録署名

会長 尾崎 行雄